

京都市監査基準の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月1日

京都市監査委員	西村義直
同	安井勉
同	山添洋司
同	河原林温朗

京都市監査委員規程第3号

京都市監査基準の一部を改正する規程

京都市監査基準の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監査等の名称) 第4条 次の各号に掲げる監査等については、当該各号に掲げる名称を用いるものとする。 (1)~(15) (略) (16) 法第150条第5項及びこの規程第 <u>21</u> 条の規定による審査 内部統制評価報告書審査	(監査等の名称) 第4条 次の各号に掲げる監査等については、当該各号に掲げる名称を用いるものとする。 (1)~(15) (略) (16) 法第150条第5項及びこの規程第 <u>22</u> 条の規定による審査 内部統制評価報告書審査

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(監査事務局)